

報告第15号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年10月2日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第5号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年9月6日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	令和6年7月19日 午前10時20分頃
事故発生場所	加東市社地内
相手方	市外男性
原因・状況等	公用車を神戸地方法務局社支局駐車場へ進入させようとした際に、当該駐車場から大型車両が出ようとしたため、公用車を後退させたところ、相手方所有のブロック塀に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方のブロック塀修理費 138,380円×100%＝138,380円を賠償する。 その余の請求権の放棄